

特定非営利活動法人ふれあいまちむら興し塾 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ふれあいまちむら興し塾 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県松戸市新松戸3丁目222番新松戸中央プラザハイツ203号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

第1の目的、当法人は、全国市区町村に対してグリーン・エコツーリズムを中心に、各市区町村（以下各地域）の方々と共に各地域に埋もれている宝を掘り出し、改めて各地域のすばらしさを見直し、その発見した宝を素材にし、名物、名産品、イベント企画・開発の具体的な提案をすると共に、一般旅行マーケットに支持される旅行商品作りをコーディネートする。

その他、各地域活性化のコンサル活動を通して、新しい農林漁業の魅力を創出し、後継者継承の動機付けを図ると共に、Uターン、Iターンを促進させる。更に各地域と他地域の人達とパイプ役となり、相互交流の促進を図る。

第2の目的、当会の活動にあたり、会員には今までのグリーン・エコツーリズムの実践経験者だけでなく、学生との共同事業とすることにより、未来志向の柔軟なアイデア、行動力により、事業に新たな活力が加わり、幅広い活動が可能になると共に、次世代のグリーン・エコツーリズムの担い手の育成にも繋げる。

更に、少子化による学生誘致促進を目指す大学にとって、大学誘致の一つの要素となり得る魅力的な事業として活動する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) まちづくりの推進を図る活動

(2) 経済活動の活性化を図る活動

(3) 社会教育の推進を図る活動

(4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡助言又は援助の活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) グリーン・エコツーリズムを中心とした地域興し事業
- (2) 地域興しプログラムの開発・提案事業
- (3) 地域興し促進セミナー企画事業
- (4) 地域興しイベント企画事業
- (5) 地域興し旅行商品作り事業
- (6) 宿泊・食事・余暇・生産販売関連施設運営・管理・コンサル業務事業
- (7) 接客向上トレーニング、セミナー開催事業
- (8) 余暇関連のマーケット動向調査事業
- (9) 産直品紹介事業
- (10) セカンドライフ・田舎暮らし案内促進事業
- (11) 農山漁村ワーキングホリデー紹介・ご案内事業
- (12) 上記各事業に関わる海外の団体・組織・個人との交流推進事業
- (13) 上記各事業に関する情報提供事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、一般会員及び学生会員、名誉会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の会員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した町村興しに寄与できる個人又は団体
- (2) 学生会員 この法人の事業に賛同し、一般会員と共に活動するために入会した個人の学生又はゼミ、関連サークルなどの団体
- (3) 名誉会員 この法人に対して功労のあった者または理事会において名誉会員として推薦された個人及び団体

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 この法人の会員になろうとするものは、理事長が別に定める所定の様式により、理事長に申し込み、別途定める会費を納入することにより会員となることができる。理事長は正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 年会費として一般会員は1万円、学生会員は5千円とする。

名誉会員の会費は会員の随意とする。

(その他活動費)

第9条 会が必要とする各種会合の設営費を除き、会員の上承のもと、その都度必要に応じて会員から徴収する。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものと見なすことができる。

- (1) 本人が死亡し、または会員である団体が解散したとき

(2) 本人からの通報が無く、通信できない状態が3ヶ月以上経過したとき

(3) 除名されたとき

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、この法人の定款または規則に違反したとき。

(2) 所定の会費を支払わないとき。

(3) この法人の名誉を毀損し、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 この法人は、すでに納入された会費及び一切の拠出金品は返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事、2人を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会で会員の中から選任し、総会に報告する。

2 理事長、専務理事、常務理事は理事会にて理事の互選により定める。

3 監事は総会で選任する。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代行し、この法人の事業活動に関して全般的な指揮を行う。

常務理事は、専務理事を補佐し、この法人の事業を推進する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前(2)号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定に拘わらず前任者または他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第4章 会議

(会議の種別)

第18条 この法人の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

第19条 総会は会員をもって構成する。

2 理事会は理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の機能)

第20条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算の作成並びにその変更

(2) 理事の選任、解任、報酬、職務

(3) 総会に付すべき事項

(4) その他本会の運営に関する必要な事項

2 総会は、特定非営利活動促進法およびこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(会議の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内で開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求があった場合

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 第12条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集があった場合

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(招集)

第22条 総会および理事会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時および場所並びに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面または電子メール等で、開会日の2週間前までに発して行わなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時および場所並びに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面またはファックス、電子メールをもって、開会日の1週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときはこの限りではない。

4 前条第2項第1号もしくは第2号または第3項第2号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(会議の運営方法)

第23条 総会および理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、理事会で定める規則による。

(定足数)

第24条 総会は委任状を含め、会員総数の2分の1以上が出席することにより開会できる。

2 理事会は、理事3名以上が出席することにより開会できる。

(議決)

第25条 総会および理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

2 総会および理事会において、第19条第2項または第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について議決権を行使することができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由により総会または理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

また総会においては構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議毎に議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第21条、前条第1項及び第25条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(書面による議決)

第27条 理事長は、簡易な事項または緊急を要する事項については、理事が書面またはファックス、電子メールにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第28条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 総会では、会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 理事会では、理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第5章 資産および会計

（資産の構成）

第29条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 事業に伴う収益
 - (5) 資産から生ずる収入
 - (6) その他の収益
- （事業年度）

第30条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画および予算）

第31条 この法人の事業計画および収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画および予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

（事業報告および決算）

第32条 この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録および貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

（貸借対照表の公告）

第33条 この法人の貸借対照表の公告の方法として電子公告（内閣府ポータルサイト）と定める。

第6章 定款の変更、解散等

（定款の変更）

第34条 この定款は、総会において出席した会員の過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

（解散）

第35条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 特定非営利活動促進法第43条の規定による設立認証の取り消し2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した 会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(合併)

第36条 この法人は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を経て、かつ所轄庁の認定を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第37条 この法人が解散の際に有する残余財産の処分については、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において出席した会員の 過半数により議決したものに譲渡する。

第7章 雑則

(事務局)

第38条 この法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、インターネットホームページに掲示するとともに、内閣府ポータルサイトに掲載して行う。

(実施規則)

第40条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	井上	博文
専務理事	長坂	克巳
常務理事	山口	保
理事	飯田	重行
理事	全	相鎮
理事	今中	慎也

理事 村瀬 慶紀
理事 鈴木 麻美
監事 山口 慎一

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2008年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第27条の規定にかかわらず、成立の日から2007年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第28条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第6条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費として、一般会員は1万円、学生会員は5千円とする。

名誉会員の会費は会員の随意とする。

7 この法人の役員を2011年4月1日より次ぎに掲げる者に変更する。

理事長 飯田 重行
専務理事 長坂 克巳
常務理事 山口 保
理事 井上 博文
理事 樋口 誠司
理事 岡野 貴政
理事 村瀬 慶紀
監事 山口 慎一

8 この法人の役員を2015年4月1日より次ぎに掲げる者に変更する。

理事長 飯田 重行
専務理事 長坂 克巳
常務理事 樋口 誠司
理事 井上 博文
理事 岡野 貴政
理事 上松 憲治
理事 石井 貞徳
監事 山口 慎一

8 この法人の役員を2016年4月1日より次ぎに掲げる者に変更する。

理事長 飯田 重行
専務理事 長坂 克巳
常務理事 樋口 誠司
理事 井上 博文

理事	松井	一郎
理事	上松	憲治
理事	石井	貞徳
監事	山口	慎一

9 改正NPO法（2016年6月1日施行）に基づき2017年4月1日より、この法人の約款第29条、第30条、32条、第34条、39条の表記を改正し、33条を追記する。